

# 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成20年4月1日

規則第2号

改正 平成21年4月1日 規則第3号

平成21年7月27日 規則第2号

平成22年3月19日 規則第2号

平成24年2月27日 規則第1号

平成24年10月16日 規則第2号

平成26年3月26日 規則第1号

平成27年3月18日 規則第1号

平成27年11月19日 規則第3号

平成28年3月17日 規則第3号

平成29年3月17日 規則第1号

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 被保険者（第2条～第12条）

第3章 後期高齢者医療給付（第13条～第28条）

第4章 保険料（第29条～第35条）

第5章 雑則（第36条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令及び香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第26号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 被保険者

（障害認定の申請等）

第2条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下

「法」という。)第50条第2号の規定による障害の認定を受けようとする者は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書(様式第1号)に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第8条第1項に規定する障害の状態を明らかにする書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)別表に定める障害の状態に該当すると確認できたときは、被保険者証を交付し、別表に定める障害の状態に該当しないと確認できたときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による障害の認定を受けている被保険者は、施行規則第25条の規定により、前項に規定する障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、後期高齢者医療障害状態不該当届書(様式第3号)を広域連合長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による障害の認定を受けている被保険者は、施行規則第8条第2項の規定により、将来に向かってその申請を撤回しようとするときは、後期高齢者医療障害認定申請撤回届書(様式第4号)を広域連合長に提出しなければならない。
- 5 前2項の届出により、被保険者の資格を喪失した者が、後期高齢者医療資格喪失証明書(様式第5号)の交付を受けようとするときは、後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書(様式第6号)を広域連合長に提出しなければならない。

(資格取得等の届出)

第3条 施行規則第10条、第11条、第22条から第24条及び第26条の規定により被保険者の資格取得及び喪失等に関する届出をしようとする者は、後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書(様式第7号)を広域連合長に提出しなければならない。

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出)

第4条 被保険者が、法第55条第1項若しくは同条第2項の適用を受けることとなったとき、又はその適用を受けなくなったときは、後期高齢者医療住所地特例適用（変更・終了）届書（様式第8号）を広域連合長に提出しなければならない。

（被扶養者の届出）

第5条 法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（以下「健康保険法等」という。）の規定による被扶養者であった被保険者は、後期高齢者医療被扶養者届出書（様式第9号）に健康保険法等の被扶養者であったことを証明する書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。ただし、公簿等にて確認できるときは、その限りでない。

（被保険者証の返還通知）

第6条 施行規則第15条第1項の規定による被保険者証の返還を求める通知は、後期高齢者医療被保険者証の返還通知書（様式第10号）により行うものとする。

（特別の事情に関する届出）

第7条 施行規則第16条及び第73条の規定による特別の事情の届出は、特別の事情の届出書（様式第11号）により行うものとする。

（被保険者証等の再交付）

第8条 被保険者が次の各号に掲げる証明書を破り、汚し、又は失ったため再交付を受けようとするときは、再交付申請書（様式第12号）を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者証
- (2) 被保険者資格証明書
- (3) 限度額適用・標準負担額減額認定書
- (4) 特定疾病療養受療証
- (5) 一部負担金減額証明書
- (6) 一部負担金免除証明書
- (7) 一部負担金徴収猶予証明書

(8) 被扶養者、障害、特定疾病認定証明書

(被保険者証等の紛失の届出)

第9条 前条の規定により、被保険者証等を失ったために再交付を受けようとするとき、又は被保険者の資格を喪失した場合において、被保険者証等を返還することができないときの届出は、後期高齢者医療被保険者証等紛失届(様式第13号)により行うものとする。

(被保険者証等の検認又は更新)

第10条 広域連合は、施行規則第20条第1項の規定(施行規則第21条、において準用する場合を含む。)による被保険者証及び被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)の検認又は更新は、年1回行うものとする。ただし、広域連合長が特に必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 前項に規定する被保険者証等の更新時期は、毎年8月1日とする。

3 前項の規定にかかわらず、施行規則第20条第2項に規定する通例定める期日より前の期日を定めたときの被保険者証の更新時期は、当該被保険者証に記載した有効期限による。

(転出時の証明書の申請)

第11条 転出の届出に際し、次に掲げる証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療証明書交付申請書(様式第14号)を広域連合長に提出しなければならない。

(1) 後期高齢者医療負担区分等証明書(様式第15号)

(2) 被扶養者、障害、特定疾病認定証明書(様式第16号)

(届出の省略)

第12条 施行規則第28条の規定により、第3条及び第4条の規定にかかわらず、届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

### 第3章 後期高齢者医療給付

(基準収入額適用申請)

第13条 令第7条第3項の規定の適用を受けようとする者は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書(様式第17号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、要件に該当すると認められるときは、負担区分等を変更し、要件に該当しないと認められるときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書（様式第18号）により、当該被保険者に通知する。

（一部負担金の減免等）

第14条 法第69条に規定する一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療一部負担金減免・徴収猶予申請書（様式第19号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、必要と認めるときは、後期高齢者医療一部負担金減額証明書（様式第20号）又は後期高齢者医療一部負担金免除証明書（様式第21号）若しくは後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書（様式第22号）を交付し、不相当と認めるときは、後期高齢者医療一部負担金減免・徴収猶予申請却下通知書（様式第23号）により、当該被保険者に通知する。

3 広域連合長は、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けていた者が、その理由が消滅等したことにより、一部負担金の減免又は徴収猶予を取り消す決定をしたときは、速やかにその旨を当該被保険者及び関係医療機関へ後期高齢者医療一部負担金減免等取消通知書（様式第24号）により通知する。

4 第1項の規定による一部負担金の減免又は徴収猶予の基準等については、別に定める。

（一部負担金未収金徴収申立）

第15条 法第67条第2項の規定により、保険医療機関が一部負担金の不払いで広域連合の処分を請求しようとするときは、一部負担金未収金徴収申立書（様式第25号）を広域連合長に提出しなければならない。

（入院時食事療養及び入院時生活療養標準負担額の差額支給の申請）

第16条 施行規則第37条及び第42条の規定により、入院時食事療養及び入院時生活療養標準負担額の差額支給を受けようとする者は、後期高齢者医療食事療養費・生活療養費差額支給申請書（様式第26号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容

を審査の上、支給又は不支給の決定を行い、後期高齢者医療給付支給決定通知書（様式第27号）又は後期高齢者医療給付申請却下通知書（様式第28号）により、当該被保険者に通知する。

（第三者の行為による被害の届出）

第17条 施行規則第46条に規定する第三者の行為による傷病について医療給付を受けたとき、又は受けようとするときは、速やかに第三者行為（交通事故等）による傷病届（様式第29号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

（療養費及び移送費の支給申請）

第18条 施行規則第47条及び第60条に規定する療養費及び移送費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書（様式第30号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、療養費及び移送費の支給について準用する。

（柔道整復師の施術料の支給申請）

第19条 四国厚生支局長及び香川県知事に受領委任の取扱いに係る登録を行っている柔道整復師、又は四国厚生支局長及び香川県知事から受領委任の承諾を受けている柔道整復師の施術に係る療養費の支給については、柔道整復師に係る療養費について（平成20年9月22日保発第922002号厚生労働省保険局長通知）に定める協定書又は受領委任の取扱規定による。

2 第16条第2項の規定は、柔道整復師の施術料の支給について準用する。  
この場合において、同条第2項中「後期高齢者医療支給決定通知書（様式第27号）」とあるは「後期高齢者医療給付療養費支給決定通知書（様式第31号）」と読み替えるものとする。

（特別療養費の支給申請）

第20条 法第82条第1項、第3項及び第4項に規定する特別療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療特別療養費支給申請書（様式第32号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、特別療養費の支給について準用する。

（特定疾病認定の申請等）

第21条 令第14条第4項の規定による広域連合の特定疾病認定を受けよう

とする者は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書（様式第33号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定を行ったときは、後期高齢者医療特定疾病療養受療証（様式第34号）を当該被保険者に交付し、認定を行わなかったときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書（様式第35号）により、当該被保険者に通知する。

3 第9条の規定は、後期高齢者医療特定疾病療養受療証について準用する。  
（限度額適用認定の申請等）

第22条 令第16条第1項第1号ハ又は二に規定する広域連合の限度額適用認定を受けようとする者は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第36号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定を行ったときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第37号）を当該被保険者に交付し、認定を行わなかったときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書（様式第38号）により、当該被保険者に通知する。

3 施行規則第67条第3項の規定により、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還を求めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知書（様式第39号）により、当該被保険者に通知する。

4 第9条、第10条第1項及び第2項までの規定は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。

（高額療養費の支給申請）

第23条 法第84条に規定する高額療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書（様式第40号）に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

ただし、被保険者が死亡している場合は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書兼誓約書（様式第40号の5）に必要な書類を添えて広域連合長に提

出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、高額療養費の支給について準用する。

(高額介護合算療養費の支給申請)

第23条の2 法第85条に規定する高額介護合算療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第40号の2)に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給又は不支給の決定を行い、高額介護合算療養費支給決定通知書(様式第40号の3)又は高額介護合算療養費不支給決定通知書(様式第40号の4)により、当該被保険者に通知する。

(葬祭費の支給申請)

第24条 条例第2条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書(様式第41号)に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、葬祭費の支給について準用する。

(後期高齢者医療給付の一時差止)

第25条 広域連合長は、法第92条第1項及び第2項の規定により、医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることを決定したときは、後期高齢者医療給付の一時差止通知書(様式第42号)により、当該被保険者に通知する。

(後期高齢者医療給付の一時差止解除)

第26条 広域連合長は、前条に規定する後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差し止めを解除しようとするときは、後期高齢者医療給付の一時差止解除通知書(様式第43号)により、当該被保険者に通知する。

(一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料の控除)

第27条 広域連合長は、法第92条第3項の規定により、一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除しようとするときは、後期高齢者医療保険料控除通知書(様式第44号)により、被保険者に通知する。

(不正利得の徴収等)

第28条 法第59条の規定により、偽りその他不正の行為等により受けた後期高齢者医療給付の全部又は一部を徴収しようとするときは、同行為により医療給付を受けた者等に対し、その旨通知し、納入通知書により徴収する。

#### 第4章 保険料

(保険料額の通知)

第29条 条例第19条に規定する保険料額の通知及びその額に変更があったときの通知については、後期高齢者医療保険料額決定通知書(様式第45号)又は後期高齢者医療仮徴収額決定通知書(様式第46号)若しくは後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(様式第47号)により、被保険者に通知する。

2 前項に規定する通知書により難いときは、当該通知書の形式を変更することができるものとする。ただし、記載事項を追加、削除又は変更することはできないものとする。

(保険料の徴収猶予及び減免)

第30条 条例第20条に規定する保険料の徴収猶予又は条例第21条に規定する保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書(様式第48号)又は後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第49号)に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、必要と認めるときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書(様式第50号)又は後期高齢者医療保険料減免決定通知書(様式第51号)により、また、不相当と認めるときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書(様式第52号)又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書(様式第53号)により、当該被保険者に通知する。

なお、保険料の減免額を変更することに相当の理由があると認められるときは、後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書(様式第51号の2)によるものとする。

3 保険料の徴収猶予又は保険料の減免を受けていた者が、その理由が消滅した場合においては、後期高齢者医療保険料徴収猶予・減免理由消滅申告書

(様式第54号)を広域連合長に提出しなければならない。

4 広域連合長は、前項の規定により申告書が提出されたとき、又は偽りの申請その他不正行為等により保険料の徴収猶予又は減免を受けたことが明らかになったことにより、保険料の徴収猶予又は保険料の減免を取り消すときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書(様式第55号)又は後期高齢者医療保険料減免取消通知書(様式第56号)により、当該被保険者に通知しなければならない。

5 第1項の規定による保険料の徴収猶予又は減免の基準等については、別に定める。

(保険料に関する申告)

第31条 条例第22条に規定する申告書は、後期高齢者医療簡易申告書(様式第57号)とする。

(保険料の還付)

第32条 香川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年香川県指令18自振第47241-2号)第2条に規定する関係市町の長が法第110条において準用する介護保険法(平成9年法律第123号)第139条第2項に規定する保険料を還付したときは、広域連合長に当該保険料の過誤納金還付に関する報告を行うものとする。

2 広域連合長は、前項の還付金が当該年度前に賦課し、徴収した保険料に係るものであるときは、当該関係市町に当該還付金相当額を補填するものとする。

3 広域連合長は、第1項の還付の際に関係市町の長が還付加算金を加算したときは、当該関係市町の還付加算金相当額を補填するものとする。

4 前3項の規定は、普通徴収に係る還付の場合にも適用する。

(保険料の充当)

第33条 前条第1項の規定は、関係市町の長が、法第110条において準用する介護保険法第139条第3項に規定する保険料を充当した場合において準用する。この場合において、前条第1項中「過誤納金還付」とあるは「過誤納金充当」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、普通徴収に係る充当の場合にも適用する。

(徴収職員)

第34条 広域連合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定による法第4章に規定する徴収金（保険料を除く。）を地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）の滞納処分の例により処分する事務を自ら任命する職員（以下「徴収職員」という。）に委任することができる。

2 徴収職員は、地方税法に規定する徴税吏員の事務に相当する事務を行うものとする。

3 前項に規定する事務を行う場合において、当該職員は、その身分を示す徴収職員証（様式第58号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第35条 条例第27条から第30条までの規定により過料を徴収する場合には、その旨通知し、納入通知書により徴収する。

## 第5章 雑則

(委任)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被保険者証等の更新の特例)

2 平成20年度における被保険者証の更新は、第9条の規定にかかわらず、負担区分の変更に伴うものを除き、これを実施しない。

附 則（平成21年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第19条の規定は、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年7月27日規則第2号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第2号）

この規則は、平成22年3月19日から施行する。

附 則（平成24年2月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第45号（第29条関係）は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月16日規則第2号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の様式第46号（第29条関係）は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月18日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行し、改正後の様式第46号（第29条関係）は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成27年11月19日規則第3号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の様式46号（第29条関係）は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月17日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行し、改正後の様式第46号（第29条関係）は、平成30年4月1日から適用する。